

記載例2 【算出年税額が、住宅借入金等特別税額控除可能額より小さい場合】

算出年税額(源泉徴収簿 欄)が住宅借入金等特別控除額(源泉徴収簿 欄)より小さい場合は、次のように記入してください。

- ・「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の下部にある「居住開始年月日」を、給与支払報告書の(摘要)欄に転記
- ・源泉徴収簿の 欄を、給与支払報告書(摘要)欄の住宅借入金等特別控除可能額欄に転記
- ・源泉徴収簿の 欄を、給与支払報告書の住宅借入金等特別控除額欄に転記

「源泉徴収簿」右下部分

調	(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)	17	(円)
調	差引課税給与所得金額(9-17)及び算出年税額	18	(1,000円未満切捨て) 142,100
調	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	20	271,300
調	年調年税額(19-20、マイナスの場合は0)	21	(100円未満) 0
整	差引超過額又は不足額(21-8)	22	
整	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	23	
整	超過額	24	
整	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	24	
整	差引還付する金額(22-23-24)	25	
整	の精算	26	同上の本年中に還付する金額

「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」下部

計	住宅借入金等特別控除額 (⑩×1%)	⑪	(100円未満の端数切捨て) 円 271,300
年間所得の見積額			

- ⑩ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
 ⑪ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
 ⑫ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 21 年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成15年分の所得税について次のとおり住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

様

税務署長

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項目	家屋	項目	増改築等
居住開始年月日	平成15年 月 日	居住開始年月日	平成15年10月1日
家屋又は土地等の			

22	支払を受ける者	住所又は居所	207-8585 東大和市中央3-930	氏名	東大和 太郎	(受給者番号)	23456
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額		
	給料・賞与	6,596,000	4,736,800	2,340,000	0		
	控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の有無	扶養親族の数の有無	障害者の有無	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地産保険料の控除額
	有	有	2	有	720,000	100,000	142,100
	無	無	0	無			
	○						
	(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	271,300	円	国民年金保険料等の金額			
	居住開始年月日	平成15年10月1日		配偶者の合計所得			
	妻:花子	子:一郎・二郎		国民年金保険料の金額	190,000		
	受給者生年月日	明大昭平		国民年金保険料の金額			
	支払者	住所(居所)又は所在地	東京都東大和市奈良橋4-600	氏名又は名称	市民センター株式会社		

(摘要)に控除対象配偶者、扶養親族の氏名、続柄及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。